



Title	社会体制と社会権の関係に関する研究
Author(s)	篠田, 優
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	乙第7228号
Issue Date	2025-12-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.r7228
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98673
Type	doctoral thesis
File Information	Yu_Shinoda_abstract.pdf, 論文内容の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学 位 論 文 内 容 の 要 旨

博士の専攻分野の名称： 博 士（法学）

氏名 篠田 優

学 位 論 文 題 名

社会体制と社会権の関係に関する研究

1 本研究は、社会主義から資本主義へと体制転換を経由したソビエト=ロシアという具体的対象の「社会的=経済的権利」領域の動向を分析しつつ、全体として社会体制と社会権の関係を考究するものである。

2 ここでいう「社会体制」とは、マルクス主義法学に所謂「社会構成体」と同義である。社会構成体とは、＜《歴史的に特定の生産諸関係の体系である経済的土台》と、《この経済的土台に規定されながらも・この経済的土台から相対的に自立して、——経済的土台と法的上部構造は一对一の関係ではないという意味で——この経済的土台を媒介する法的上部構造》との具体的統一としての、一定の歴史的発展段階にある社会＞を意味する。

生産諸関係を規定するのが生産手段に対する所有である。生産手段の社会化がドミナントな社会が社会主義体制であり、生産手段の私的所有がドミナントな社会が資本主義社会である。

3 次に、1にいう「社会的=経済的権利」であるが、これは社会権と経済的権利を包括する権利概念である。経済的権利とは、「商品=貨幣関係」を通じて生活に必要な福祉を獲得する関係を媒介する権利であり、民法の物権・債権は経済的権利の代表例である。対する社会権は、「人間の名に値する生活を保障される権利」であるが、経済的権利との対比でいえば、「商品=貨幣関係」を規制する自然的経済法則である価値法則の影響を抑制または遮断することによって生活に必要な福祉を分配する関係を媒介する権利ということになる。

4 ある福祉の獲得が経済的権利によってなされるか、それとも社会権によって保障されるのかという問題は、当該社会の具体的事情のなかでの優れて政策選択的問題であって、体制に還元できる問題では必ずしもない。たとえば、社会主義社会だからといって、すべての住宅が公有化され、社会的必要の論理に基づいて分配されなければならないということにはならない。社会主義社会にあっても個人所有住宅の存立根拠は十分にある。マルクス主義において社会主義か資本主義かを分けるメルクマールは既述のように生産手段の所有にあ

るのだから、消費対象たる住宅については、その所有主体は＜公＞、＜私＞いずれであっても体制規定上一向に構わないのである。

5 社会権法理は、19 世紀における資本主義の発達と大量の労働者の出現を背景に、労働者の「人間の名に値する生活を保障される権利」として生成されてきて、周知のように 1919 年のヴァイマル憲法で憲法上初めて実定化を見た。このように、資本主義社会において社会権が要請されるのは、生活に必要な福祉の獲得の過半が「商品＝貨幣関係」を通じてなされるからにはほかならない。端的に、貨幣のない者は必要な福祉を得られず、人間の名に値する生活を享受できない。かかる事態を是正するのが社会権である。

ヴァイマル憲法の 2 年前、ロシア社会主義革命が成った。こうして社会主義化した社会は、「商品＝貨幣関係」を克服しようとするから、社会権はその存立根拠を失い、過去の遺物となるのか、と問えば、答えは否である。確かに、「商品＝貨幣関係」の克服を目指すのだが、社会主義社会における福祉分配の原則は＜労働に応ずる分配＞であるから、仮に＜労働に応ずる分配＞原理しか機能しないとすれば、労働能力が乏しい者は十分な福祉を得られず、「人間の名に値する生活を保障される権利」を享受できないのである。ここに、社会主義社会においても社会権が要請される根拠がある。

このように、資本主義社会にも社会主義社会にも社会権が要請される根拠があるのだが、これは、偶然的な事情でたまたま相似的にそうになっているのではなく、そこには一定の一般理論的連関があることを本研究は明らかにしようとするものである。

6 本研究は、1 章から 6 章まで、社会主義時代の住宅に対する権利、体制転換期の土地・住宅、社会保障、体制転換後の社会保障の一環である年金法、住宅法について、社会権の具体的展開のあり方、社会権と経済的権利の結びつきのあり方を意識しつつ制度動向を扱っている。それぞれの時期に現状分析の使命をも帯びつつ書かれたものの集合体であるので、社会体制と社会権の関係を筆者として意識してはいるものの、かかる問題意識が前面に出てくる度合いには自ずと濃淡がある。そこで、1 章から 6 章までの各論的研究を貫く理論的な問題についての考察を試みたのが終章である。

7 終章の要点は、次のとおりである。

(ア) ソビエト体制を社会主義と捉える。(イ) 「人間の名に値する生活を保障される権利」としての社会権は、社会主義における福祉の基本的分配原理が＜労働に応ずる分配＞であるがゆえに、労働能力を十分にもたない者を守るために社会主義体制においても要請される。(ウ) ＜労働に応ずる分配＞が行なわれるのは、労働の質的差異があるからで、かつその質的差異を量的差異に変換する必要があるからであり、その変換に際して価値尺度が求められ、ここに価値規定としての価値法則が作用することになる。(エ) さらに、＜労働に応じて＞分配されるのは現実の福祉ではなく貨幣であるから、貨幣で必要な福祉を買う

という関係、すなわち＜商品＝貨幣関係＞が必然的に発生するとともに、そこには多かれ少なかれ価値法則が作用する。(オ)しかし、＜商品＝貨幣関係＞、価値法則は、社会主義にとって克服の対象である。したがって、その克服はそれが必然的に作用するという中で模索されざるを得ない。(カ)ところが、現実には＜商品＝貨幣関係＞したがって価値法則を利用しないし甘受しない限り、社会の諸々のニーズの充足が困難であることが経験的に明らかになり、(キ)＜商品＝貨幣関係＞・価値法則の圧力が体制崩壊の要因となった。(ク)「人間の名に値する生活を保障される権利」としての社会権は、元々資本主義社会で要請されたものであるから、体制転換後も一定の変容を受けつつも存続する。(ケ)その変容と存続のありようには、具体的な経験としての社会主義のあり方の刻印がみられる。

8 結論を記す。

商品＝貨幣関係、およびその関係を規制する価値法則の作用は、両体制を通じて存続し、それらの存続に＜人間に値する生活＞を危殆化する要因がある点で両体制は共通しているのであって、この共通の危殆化要因に対処する権利、それが社会権なのである。比喩的にいえば、商品＝貨幣関係の時代という一幕劇の第一場が資本主義、第二場が社会主義、第三場がポスト社会主義の資本主義であり、そしてすべての場を通じて登場しすべての場を結びつける不可欠な配役、それを担うのが社会権である。